

平成28年第399回臨時会

# 矢吹町議会会議録

平成28年 10月20日 開会

平成28年 10月20日 閉会

矢吹町議会

## 平成28年第399回矢吹町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (10月20日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
閉会の宣告	11
署名議員	13

平成28年10月20日（木曜日）

（第 1 号）

## 平成28年第399回矢吹町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成28年10月20日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第57号 土地の取得について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(14名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君	
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君	
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君	
7番	青	山	英	樹	君	8番	大	木	義	正	君	
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	角	田	秀	明	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君	
13番	鈴	木	隆	司	君	14番	熊	田		宏	君	

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君
企画総務課長	阿	部	正	人	君		都市整備課長 兼都市整備 推進室長	福	田	和	也	君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅	原	喜	美		主任主査兼 次	長	角	田	哲	也
--------	---	---	---	---	--	------------	---	---	---	---	---

---

### ◎開会の宣告

○議長（熊田 宏君） 改めまして、議場の皆さん、おはようございます。ご参集まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第399回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

### ◎開議の宣告

○議長（熊田 宏君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（熊田 宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

9番 栗崎千代松君

10番 角田秀明君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（熊田 宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議がされておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

[6番 鈴木一夫君登壇]

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆様、おはようございます。

本日、第399回矢吹町議会臨時会が招集になりましたので、先ほど9時30分から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議を行いました。

協議に入る前に、町長から提出されました議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期は本日10月20日の1日間とし、議案審議につきましては土地の取得について1件であり、全体審議とすることに協議が成立をいたしましたので、議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今臨時会の会期は本日10月20日、1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日10月20日の1日間と決定いたしました。

---

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（熊田 宏君） 日程第3、これより議案第57号 土地の取得についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって2番、三村正一君の退場を求めます。

〔2番 三村正一君退場〕

○議長（熊田 宏君） 事務局長に議案を朗読させます。

議会事務局長、梅原喜美君。

〔事務局長朗読〕

○議長（熊田 宏君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さんには、傍聴いただきありがとうございます。

それでは、説明させていただきます。

議案第57号 土地の取得についてであります。本案は矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業における（仮称）矢吹町複合施設の建設に必要な土地を取得するため土地売買契約を締結するものであります。

今回取得する土地の所有者につきましては、白河市表郷金山字長者久保2番地、東西しらかわ農業協同組合、代表理事組合長 薄葉功氏、及び矢吹町館沢237番地、大野堂和氏の2名であります。

取得する土地の概要等につきましては、東西しらかわ農業協同組合においては、矢吹町本町165番地外9筆、5,511.71平方メートル、取得金額1億2,411万8,232円、また、大野堂和氏においては、矢吹町本町166番地外1筆、635.97平方メートル、取得金額1,659万8,817円となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（熊田 宏君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

4番、加藤宏樹君。

議員発言席でお願いします。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは質疑をいたします。

まず、土地の値段の単価が微妙に違うんで、その辺の差異、特に旧JA跡地に関しては坪単価が7万5,000円ちょっとであります。それに対して大野さんの土地が8万6,000円となっています。その違いが生じた理由をお聞かせ願いたい。

それと、子育て支援センターの内容というのが現段階で決まっているのであれば、それを教えていただきたい。

図書館についてなんです、図書館の中身、これからかとは思いますが、どのような計画があるのか。それと、現在の図書館との面積的な比較はどれぐらいの差が生じているのか。

同様に公民館もございませう。公民館の機能も移転ということですので、現在との面積の差とかわかれば教えてください。

それと、二区コミュニティということで、大分二区の方々が必要なさっていたようなんです、そういったものを今後、盛り込むのか盛り込まないのかについても教えてください。

それと、やはり跡地、図書館と中央公民館の跡地に関して何らかの目的があるのか。利活用の目的、もしくは処分等に関して現段階で計画があれば教えてください。

以上、6点ほどお願いします。

○議長（熊田 宏君） 加藤議員に申し上げます。

今、6点ほど質問がありましたが、質疑については議題になっている事件に対して行われるものであります。ですので、今回有効な質問は一番最初の質問のみとなりますのでご了解ください。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） では、答弁求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

土地の値段についてJAの跡地、さらには大野さんの土地について、坪単価に若干の違いがあるんじゃないかと、その内容等について、理由等についてお聞かせいただきたいということでございませう。

これらについては、ご案内のとおり不動産鑑定士を通じて単価が設定されております。その不動産鑑定に基づいて、その坪単価に開きが出た点については、詳細について都市整備課長から答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長兼都市整備推進室長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長兼都市整備推進室長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員のご質問にお答えいたします。

土地単価の設定につきましては、道路事業に伴う一部の用地買収ではございませう。所有者ごとの一筆の買収でございませうので、それぞれの所有者ごとに一体の土地としての個別の評価を行っております。

まず、JA跡地につきましては東西しらかわ農協と個人の所有地がございませう。もう一つのJA跡地の駐車場用地、こちらについては東西しらかわ農協さんの所有でございませう。所有者ごと、区画ごとに土地の公的な資格を有します不動産鑑定事務所に土地の鑑定については委託をしております。適正な鑑定額、評価額であると判断しております。

鑑定額につきましては、東西しらかわ農協所有のJA跡地につきましては1平米当たり2万2,800円、個人所有の土地につきましては2万6,100円、JA斎場の駐車場用地につきましては2万1,900円の単価でございます。

先ほど申し上げましたが、鑑定につきましては区画ごとの個人の財産の価値、こちらを評価するものでございますので、土地の形状であったり、道路の接道状況、面積等により評価額が異なっております。

以上であります。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） 土地の不動産鑑定士が入っているということで評価がそれぞれ違うということですが、通常、我々路線価等で見ますと、道路に1方向に面している土地、それと2方向に面している土地という観点から申し上げますと、当然これ評価が変わるという認識でございます。

大野さんの土地は一部が奥州街道に接道していると。JAさんの土地は3方向にわたっての土地、道路に面しているということで、逆にJAさんのほうが高いんじゃないかというイメージを持つわけですね。そうやって町の税務課なんかも、評価は当然それでやっているかと思うんです。

今回の値段の差異というのはちょっとおかしいんじゃないかという疑義が感じましたので、そういった点はきちんとクリアされているのかをお伺いします。

○議長（熊田 宏君） 加藤議員、その疑義を明確に示してください。どこの何が疑問なのかというふうに。

○4番（加藤宏樹君） 大野さんの土地というのがありますよね。これ、ひよろ長くなっていると思うんですが、通常、固定資産税等に関しても当然評価というのをやるわけですよ。その場合、1方の道路に面している場合は1方向だけの評価、ところがJAさんの場合は3方に道路があるわけですから、当然評価の場合、加算されるというイメージが我々にはあるんです。

それに関して、今回は3方に面した土地のほうが安くて1方にだけ面している土地が高いという評価が出ているので、それに関して説明を求めたいと思います。

○議長（熊田 宏君） 説明ではなく、答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、加藤議員の質問にお答えさせていただきます。

不動産鑑定において差異が生じていることについて疑いを持っているというような内容でございまして、加藤議員のほうからは、JAについては3方に道路があって恵まれた土地、大野さんの土地については囲まれて形も長方形で、そういった意味では評価の中身がおかしいんじゃないかというようなおただしでございますが、資格をもったきちっとした不動産鑑定士、適正に評価額が算出されているんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどは、加算のプラスの話ばかりしておりますが、先ほど話しましたが減額補正というものもあることもご案内のとおりだというふうに思っております。

なお、これらについては、もう一度詳しい答弁を都市整備課の課長のほうからさせますので、よろしく願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 続いて答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長兼都市整備推進室長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長兼都市整備推進室長（福田和也君） それでは、4番、加藤議員のご質問にお答えいたします。

土地の鑑定評価でございますが、先ほども申し上げましたが、こちらは土地所有者の財産の価値を保障するものでございます。当然ながら鉄道の関係とかそういった部分でプラス補正もございますが、今回に限りましてはそういったプラス補正のほかに、先ほど資料が配られているかと思いますが、農協さんの土地につきましてはこういったコの字型の土地でございます。

コの字型の土地は、なかなかコの字型だけでは財産としての価値は生まないということでの補正がかなり大きいということで、そのそれぞれの土地の価値が異なるというふうな鑑定結果でございます。こちらが鑑定書でございますが、そういった補正を含めた形での鑑定結果がこの金額の差になっているところでございます。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、これから基本設計ということでしょうか、実際には建物の具体的内容が明確でないまま計画が実行されようとしておりますが、この計画が明確でない、何をどうつくるかわからないまま土地を取得するという我々の理解でよろしいか、それだけ1点だけ確認したいと思います。

○議長（熊田 宏君） 本議案は取得に関することですので、それが可か否かという議論でありますので、答弁は必要ないと思います。

○4番（加藤宏樹君） 答弁なしということで。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） それでは、質疑をさせていただきます。

今回の土地取得に関して、財源に関してはさきの定例会において示されております。自主財源、それから国からの補助金ということでありますけれども、公共施設の整備に当たっては、今やほり多くの自治体の中でも財源不足の中、国も財源が不足している、そういう中、公民連携手法、またプライベート・ファイナンス・イニシアチブ、民間の方の資金を活用する、そういった手法が有効であるということも示されております。そういった検討がされているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 先ほども加藤議員の質問のときに申し上げましたが、土地の取得に関する事件であります。

〔「議場でそういう検討はされたのかどうかということです」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 検討されたかどうか、はい。失礼しました。

では、答弁を求めます。

土地の取得に関して。

〔発言する者あり〕

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、安井議員の質問にお答えさせていただきます。

土地の取得、さらには建物についてですが、この複合施設については非常に大きな財源を必要とする、土地の取得に当たっても自主財源、さらには……

○議長（熊田 宏君） 土地の取得の部分だけで結構です。

○町長（野崎吉郎君） 自主財源、国の補助金、そうしたものによって成り立つわけでございます。

この国の補助金について、補助の採択が厳しくなっていることについてはご案内のとおりだというふうに思っておりますが、こうしたことで国の補助金がついて、この土地の取得ができることについては非常によかったのではないかなというような、そういう認識をさせていただいております。

もちろん、公民連携、PPPについては、検討の対象となっていることについて答弁させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 土地の取得に関しまして6,147.68平方メートル、総額1億4,071万7,049円を取得するということにつきましては、何を目的としてこの土地を取得するのかという点に関しては、議会及び町民に対する説明、あるいは町民とのコンセンサス等に関しては得ていないとの判断のもとに土地を取得するという認識に至りますけれども、それでよろしいのかどうかという所感をお尋ねします。

○議長（熊田 宏君） 複合施設につきましては、9月20日の議会の最終日でこの議場で採決されております。

議員みずから議会を軽視するような発言はご注意願います。

ですので、質問としては不適切でありますので認めません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） では質問させていただきます。

資料で渡されておりますこの網線の部分、1,720.84平米の部分、これ現在農協さんの斎場の隣接または駐車場で現在使われているんじゃないのかなと思うわけなんですけれども、この土地に関して購入するというふう

な選択をされた、つまり借りるという選択もあったのではないのか、そう思うんですけども、その購入するという決断に至った経緯をご答弁願います。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

J Aの斎場の駐車場、これを買う、借りるというようなそういう選択肢、その中でも借りるという選択肢もあったのではないかと、買うに至ったその決断の理由でございますが、これについては、総体的に複合施設を整備する場合に、建物、そして矢吹町のそうした公的な施設、公共施設においては駐車場というものを非常に重要視していきたいという考え方がございます。

したがって、今回J A跡地として建物が建つ部分の取得に当たっては、相手側の話し合いによって売買契約についても町のほうでお願いできないかということ、町のほうでも駐車場については購入できることについては願ってもないことでもあり、そうしたお互いの思いが合致して購入するに至りました。

先ほど話が出ましたように、J A跡地の用地と駐車場の購入予定地については値段の開きがございます。購入に当たっても、適正な価格であるというような判断のもとで購入させていただくことになりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） 富永議員、ほかに質疑はございませんか。

○1番（富永創造君） ちょっと、簡単ですけども。

○議長（熊田 宏君） 1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 交渉の時点で購入価格が一致したと。だから購入ということ考えた、決断したということなんですけれども、借りた場合、私たち期待するのは、借りた場合の一つのシミュレーションとして購入よりも借りたほうが感覚的に安いのではないのかと。我々の負担が少なくて済むのではないのかと。そんなふうな考えがありますので、そこら辺の説明を聞かせていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（熊田 宏君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、富永議員の質問にお答えさせていただきます。

交渉の段階で、借りた場合のほうが購入する場合よりも町にとって、町民にとって利益につながるのではないかと、そういうお考えでございますが、そういう考え方もあり得るでしょうけれども、借りるとなれば長期間にわたります。なお、借りた場合には相手の都合によって返さなくちゃならない場合がある。そうすれば、本来複合施設の役割、駐車場を確保するという所期の目的は達成できなくなってしまう。

なおかつ、J A跡地の用地については補助金がつくということでございますが、駐車場についても幸いに国

の補助金の採択を受けているというような、そうした理由に基づいて購入に至っておりますので、そうしたことでご理解をいただきたいと思っております。

以上で、質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「以上でございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

はっきり意思表示してください。

3番、安井敬博君。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

本議案に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、複合施設の建設のために旧JA跡地並びに個人の土地を取得するものでありますけれども、この複合施設の建設に関しては、その中身として図書館、子育て支援施設、また屋台蔵、また地域交流観光施設、そういったものが予定されておりますが、それらの重複する既存の施設、それが廃止された場合の目的や、また資金、どれだけ浮くのか、そういったことが明らかになっておりません。

そういったことをきちんと明確にすることがまず必要ではないかということが、まず1点目として挙げられます。

また、2点目といたしましては、970億円かかるという既存の公共施設の維持管理費、これについての個別計画がまだでき上がっておりません。このような莫大な費用がかかるものに対しては公民連携手法、こういったものが今後有効であるという研究結果も出ております。先ほどの質疑の中でも、公民連携については検討されているということではありましたけれども、今回、土地取得に関してはその公民連携手法は適用されておりません。

例えば、クラウドファンディングなどによって町民の皆さん、また全国から呼びかけて資金を少額ずつ集める、そういったことで少しずつでもその資金を浮かしていく、税金を節約していく、こういったことも必要であります。

また、図書館ということで子供のための施設、子育て支援施設も入っておりますけれども、そういったものが将来子供たちに大きな負担となる、こういったことも懸念されます。そのため、複合施設そのものは今後の施設の維持管理や老朽化対策、そういったものでは必要なものではあるとは認めますが、その建設費用に関して疑義が生じますので、反対の立場をとらせていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第57号 土地の取得について、賛成の立場で討論いたします。

本議案につきましては、中央公民館の耐震性及び老朽化等の問題、バリアフリー化への要望、また図書館の老朽化、利便性の問題等を解消するため複合施設建設用地として必要な土地の取得であり、住民サービスの向上及び安心、安全な公共施設の提供が図られるものと考えております。

今後、ますます厳しくなるであろうと思われる国庫補助金を最大限活用した整備計画であり、既存施設の代替施設としての複合施設を早急に整備することが長期的に住民負担の軽減に寄与するものと考えております。

また、当該施設は、昨年度策定の矢吹町公共施設管理計画においても統廃合し複合化する施設として位置づけられており、できるだけ早急に対応すべき大型施設であると考えます。

事業の停滞による総合的な住民サービスの低下を鑑み、一刻も早い既存施設の課題を解消、バリアフリー化を含めた住民サービスを向上する目的である複合施設建設用地の土地の取得であることから、議案57号に賛成するものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

7番、青山英樹君。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） では、議案第57号 土地の取得につきまして反対の立場で討論をさせていただきます。

まず1点目には、土地を取得するという事で上物に何ができるかということとを分断しての質疑等に限定されてしまいましたが、上物で何ができるかが目的のために土地を取得するという観点がございませぬ。その上におきまして、上物に関しての説明は不十分であり、議会並びに町民の皆さんも知り得ないことが多分にある。特に、子育て支援の施設ができるということですが、何ができるか、どのような機能が働くのかというのは説明がございませぬ。

また、図書館に関しましても同様に、現在の図書館の席数とか、それがどのような形になり、具体化して白河図書館のようになるのか、全く皆目見当がつかない状態がございませぬ。

そのような状況におきながら、先に土地を取得するというのには大きな疑念が生じるということがございませぬ。

もう一点は財政面でございませぬ。総額1億4,000万を超える巨額でございませぬが、今後、これを一つの端緒としましてさまざまな計画がされている実情がございませぬ。いわゆる財政のシミュレーションというものが6つのパターンで示されておりますが、それらを見ますと、今回のこの土地の取得を端緒として道の駅が最大で16億とか、そのような数値が出てきます。

平成31年度におきましては地方債、借金が今より10億ほどふえるというシミュレーションが最悪の場合出されておきまして、平成35年には実質公債費比率が16.7というふうになり、今より3ポイント悪化するというような状況がシミュレーションから見てとれるわけがございませぬ。

そのような状況にありまして、今回の土地の取得に始まること、これはやはり将来を含めて再度見直しをした上で、町民の皆様のご理解を得た上で再度ご提示願いたいというのが本意でございます。

そのような観点から、この2点をもとにしまして反対をしていきたいと思っております。

皆様のご協力、ご判断のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（熊田 宏君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊田 宏君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 土地の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は、起立により行います。本案を……

○議長（熊田 宏君） 禁止されていますので、角田次長。

○議長（熊田 宏君） 規則を守ってください。申しわけありませんが。

○議長（熊田 宏君） よろしく申し上げます。

○議長（熊田 宏君） 吉田議員。

○議長（熊田 宏君） 議会議員は、それぞれ町民の意見を伺って議場に臨んでおります。ご理解ください。

○議長（熊田 宏君） 吉田議員、お引きとりください。

○議長（熊田 宏君） 禁止されておりますので、すみません。

○議長（熊田 宏君） この採決は、恐れ入ります、傍聴席の発言はお控えください。

良識ある傍聴を求めます。よろしくお願い申し上げます。

では進めます。

再度申し上げます。この採決は、起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（熊田 宏君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで2番、三村正一君の入場をお願いいたします。

〔2番 三村正一君入場〕

---

### ◎閉会の宣告

○議長（熊田 宏君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控え室において全員協議会及び公共施設等調査特別委員会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。開始時間は10時55分からです。よろしくお願い申し上げます。

これにて第399回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時43分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29 年 1 月 12 日

議 長 熊田 宏

署 名 議 員 栗崎 千代松

署 名 議 員 角田 秀明